

# CU三多摩ニュース No.66

2021. 2. 20 編集人 宮本 一

## コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166 / 090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

## 秋の拡大月間、三多摩 300 人突破 引き続き組合員を増やそう

CU東京は2021年1月末現在1533人、三多摩は300人を突破しました。拡大月間中は東京土建の皆さんや新日本婦人の会などで協力組合員として加入していただいたことが、私たちの活動を支える大きな力になっています。奮闘された組合員とご協力いただいた全ての団体・組合の皆さんに、心より御礼申し上げます。

また、この間に労働相談もたくさん寄せられ、その解決への取り組みを通じた加入も相次ぎました。コロナ禍で雇用環境も悪化し、労働者の待遇は益々劣化しています。こうした中だからこそ個人で誰でも入れる労働組合の存在が必要です。引き続きがんばりましょう。

（写真は決起集会での東京都教職員組合の皆さん）

## 2021年

### 三多摩国民春闘勝利決起集会 あきらめないで声をあげよう



三多摩国民春闘共闘は、2月18日午後6時30分より、小金井宮地楽器ホールで2021年三多摩春闘勝利決起集会を開きました。集会は参加制限を設つつライブ配信も行われました。

主催者あいさつに続き、東京医労連の書記長・青山光氏が「あきらめないで声をあげよう」と講演。コ

ロナ禍の下、危機に瀕している医療現場の実態と共に、「8時間働けばまともに暮らせる世の中にするため全国一律1500円の最低賃金実現など、共同して闘おうと提起されました。

その後、東京都教職員組合、医療労働組合連合会、JMITU、東京土建、自治労連の各団体が個別春闘要求やコロナに立ち向かう医療労働者の雇用の拡大・保健所の充実などについて舞台上で訴えました。

さらに行動提起としてストライキを予定している職場への支援、3.11立川駅での駅頭宣伝行動への参加の提起、いのちの署名や最賃引き上げの署名の提起も行われました。

最後に、コロナに負けずに、21春闘を元気に闘おうと決意を固めあいました。

（写真は決起集会での東京都教職員組合の皆さん）

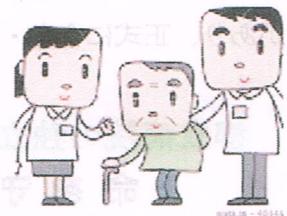
## 労働相談解決

### 13か月間シフトから外され就労できず

団体交渉で、就労できなかった期間の賃金

#### 全額支払いを請求

介護事業所のY社で、無期雇用パートとして働いていたAさんは、介護施設での「トラブル」があった後、シ



フトから外され、その後、施設での問題が無くなったにもかかわらず、シフトから外されている状態が1年以上にわたりました。この間、会社からは、本人への就業命令などは一切ありませんでした。会社は、本人をシフトから外し続けている明確な理由を示すことなく、本人が就労の意思を伝えて、応じようとしない状況でした。

組合は、Aさんの相談を受けて、この案件は労働契約が継続しており、事業主側の債務不履行であると考えられ、民法536条2項の事業主の有責性にもとづいて、就労できなかった期間の賃金の全額請求が可能と判断しました。具体的には、就労できなかった期間の賃金を労働契約の所定労働時間に基づいて不払い額として請求すべきだと考えました。

ただし、Aさんは新型コロナの感染拡大の中で、Y社への就労要求を遠慮したところもあり、弱点も抱

えていましたが、Y社に団体交渉を申し入れました。

### 会社側の過失認め、解決金支払う

団体交渉では、組合は、未払い賃金分の全額支払い請求とAさんの今後の就労について、Y社の見解を質しました。この日の交渉では、Y社側は持ち帰って、後日回答ということになりました。

その後、Y社が伝えてきた回答は、本人が1年間にわたり会社に来社しなかったことは過失であるしながら、Y社側も本人に連絡を取らず、確認を怠っていたとして、双方に過失があったと主張。組合の請求額の半額を解決金として支払うと回答しました。また、Aさんの再就労についても、明確な就労意思の表明がないなどとして、退職したものとみなしたいという回答でした。

この回答を受けて、組合は、Aさんを交えて今後の対応を協議しました。Aさんが早期の解決を希望し、再就労については、断念したいという意思表明がありました。その結果、Y社へ、回答のあった賃金額に加えて、雇用保険の求職者給付金に相当する額を上乗せして請求することとしました。また、Y社へ本人が退職することに同意する旨伝えました。この組合の再要求について、Y社は、受け入れる旨の回答があり、正式に合意・解決することになりました。

## 都立病院の独立行政法人化ストップ

### 命を守る東京へ



コロナウイルスが猛威を振るうなか、緊急事態宣言が延長されましたが、菅政権の無為無策のせいで医療崩壊が起こっています。

そうした中、都立・公社病院の医療者はコロナ対策のために最前線にたって奮闘しています。

しかし、小池知事は都立・公社病院14か所を地方独立行政法人への移行を強行しようとしています。すでに独法化された板橋区の「健康長寿医療センター」では病床が大幅削減され、有料個室は

病床の25%を占め、1日2万6千円の差額ベッド料を取ります。また、入院する際には10万円の保証金支払いを求められ、患者・利用者の負担が大きくなっています。

小池知事は都立病院への一般会計からの繰入金400億円は「赤字補てん」だから独立法人化で独立採算をと言いますが、その補助金は災害や感染症医療、高度な精神科医療、特殊救急医療、島しょ医療など民間では採算が取れない医療、都立病院ならではの「行政的医療」に使われているものです。

また、独立行政法人になると都民や都議会の監督機能・チェック機能が極端に縮小され、結果として都民の声が届かなくなり、都民のための病院ではなくなります。

都立・公社病院の役割を継続するため、独法化阻止の署名にご協力をお願いします。  
(写真は春闘集会で『都立病院守れ』と訴える自治労連の組合員)

小野塚 記

## 労働組合運動の歴史⑤

### 200年の時を経てなお、輝くイギリスの労働組合の歴史

尼崎 学 (副委員長)

世界最初のイギリスの労働組合運動の成果が200年の時を超えて輝いています。

時間があれば、ぜひ、エンゲルスの「イギリスにおける労働者階級の状態」を少し長いですが、お読みください。

労働者階級が資本家階級との先鋭な階級闘争のなかで、どのように成長していったのかの過程が生き生きと描かれています。

☆なぜ、労働者の団結権は保障されているのか?

☆なぜ、労働組合の団体行動とりわけストライキは違法性が阻却されているのか?

☆憲法や労働法に規定されている労働者の権利はどこからうまれたのか?

その回答が書かれているように思えます。(終)